

第104回米子市農業委員会農地部会議事録 (概要)

招集年月日 平成25年11月6日(水)

招集場所 米子市役所 401会議室

開 会 午後1時30分

出席委員

1番	伊塚 定弘委員	2番	石橋 明広委員	3番	田邊 雄一委員	4番	大縄 敬次委員
5番	松原 幹人委員	6番	松林 貢委員	7番	佐々木知俊委員	8番	山中 春夫委員
9番	木澤 純一委員	10番	船岡 市秋委員	11番	安田 浩委員	12番	唐来 新市委員
13番	安達 卓是委員	14番	精山 悦子委員	15番	高田 衛委員	16番	高西 史郎委員
17番	吉澤 一誠委員(部会長)						

欠席委員 なし

事務局 仲田会長 田村事務局長 大許事務局長補佐 宅和主幹 長谷川主任

日 程 1 農地法各条申請地現地調査

2 部会長あいさつ

3 議席の決定

4 議事録署名委員の指名

5 議事

(1) 農地法各条申請審議等

ア 第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

エ 第29号 米子市農用地利用集積計画の決定について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議員の事務報告
- (8) その他

開 会 午後1時30分
(農地法各条申請地現地調査)

議長 (吉澤委員)

第104回農地部会を開きます。

最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

それでは、議席番号7番の佐々木知俊委員と、議席番号8番の山中春夫委員にお願いしたいと思います。

また、本日の欠席はございません。

それでは、審議に入ります。はじめに、3ページの議案第26号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ、番号24と番号25の和田町について、関連しますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局（長谷川主任）

失礼いたします。番号24番及び番号25番の和田町について説明いたします。詳細は議案のとおり、農地交換の案件です。

戦後の頃から、番号24番の譲受人〇〇さんの所有している農地を25番の譲受人〇〇さんが耕作し、〇〇さんの所有している農地を〇〇さんが耕作してきたことが分かったため、農地を交換しようとするものです。

交換後の経営面積は24番の譲受人、25番の譲受人とも39aとなり、和田町の下限面積である30aに達しております。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

13番（安達委員）

事務局から説明がありましたが、お互いが長い間勘違いして耕作していました。というのが、ここは隣同士で形状もよく似た農地です。戦後の頃から、ずっと勘違いして作っておられました。もう一つ言いますと、近い所に農道が出来まして、土地登記簿を見た時に、勘違いだったと判明し交換するものですので、よろしく願いします。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号26の尾高について、事務局から説明をお願いします。

事務局（長谷川主任）

失礼いたします。

番号26の尾高について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人である農業生産法人おだか農園株式会社が、売買により農地を取得しようとするものです。

取得後の経営面積は 61 a となります。申請地は耕作放棄された農振農用地を含んでおり、農地復元にかかる費用について、補助事業の活用について、農林課と協議を行っております。

また事業計画では、白ねぎ、玉ねぎ、さつまいもなどを生産する予定であり、尾高ハイツの農園レストランなどで提供される予定とのことです。

別紙 3 条申請理由のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

10 番（船岡委員）

事務局から説明がありましたが、譲受人である農業生産法人おだか農園株式会社が、売買で農地 6,113 m²を取得しようとするものです。許可要件については、特に問題ないと思われしますので、よろしくお願いたします。

それから、地元の尾坂委員からもよろしくと電話をいただきましたので、よろしくお願いたします。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

では、異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号 27 の奈喜良について、事務局から説明をお願いします。

事務局（長谷川主任）

失礼いたします。

番号 27 番の奈喜良について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は譲受人が規模拡大のため、農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は 76 a となります。

別紙 3 条申請理由のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

6番（松林委員）

今、事務局から言われたとおりですけど、これは譲受人の土地がちょうど隣接してしまっていて、そのために、ここを買われるということで、許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしくお願ひいたします。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、6ページ、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

7ページ、番号1の大崎について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

2番（石橋委員）

1番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、大崎で、登記地目は雑種地、現況は畑でございます。面積は700㎡です。

申請人は売電収入を見込んで、申請地に太陽光発電施設の建設を計画したものです。実行組合の排水同意もあります。

住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地であり、第三種農地に該当すると思われまます。転用については、問題ないと思われまますのでよろしくお願ひいたします。

雑種地で、現況が畑ということですが、今、芋をとった跡があります。地目は雑種地ですが、農地として使っておられたので議案にあがってきた訳でございます。申請地の手前にメガソーラーではなく、自前でやっておられるところがございますが、あそこも雑種地でございます。あの辺りは割合に雑種地で畑の現況になっている所がたくさんありまして、利用に困っておられ

る方が多い次第です。今回、申請者は太陽光発電で利用しようという申請を出されております。よろしく申し上げます。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号1について、地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、8ページ、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

9ページ、番号37の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

11番（安田委員）

37番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、彦名町と富益との境になっているところです。面積は338㎡です。申請人は、鳥取市のアパートで妻、子と生活していますが、将来的なことを考え、親の実家の近くに自己住宅の建築を計画したものです。なお、自身は当面は仕事の都合で鳥取市に居住し、妻と子が建築完了後に居住するとのことです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。

宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満のため、第二種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号37について、地元委員さんからの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号38の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

11 番（安田委員）

38番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、彦名町の畑で面積は339㎡です。申請人は市内のアパートで生活していますが手狭になってきたこともあり、申請地に住宅の建築を計画したものです。

土地改良区の同意、実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意もあります。

住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満の農地であるため、第二種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号38について、地元委員さんの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号39の淀江町中間について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

16 番（高西委員）

39番の議案について説明します。

今日最後に見てもらった、2,773㎡の水田です。ここは基盤整備もしてないので、従って農振には入っておりません。基盤整備してない関係で、佐陀川右岸の土地改良区の区域外です。右岸の土地改良区のほうで基盤整備してないところは組合員にということにはなかったようです。ですから、9号線に面した所の水田は全部農振除外ということで、それは将来的に道路が出来れば開発されて、飲食店なり会社なり商店が出てくるだろうと、開発がしやすいように考えて除外したようです。それで、ここが一番最後まで残っていました。

この農地は、以前は両親が農業をやっておられましたが、高齢になられ調子も悪く、本人も高齢で耕作出来ないので、農事組

合にお願いをしたりして作ってもらっていましたが、現状進入路もないです。隣にガソリンスタンドが出来た時に、同意する際にスタンドに協力してもらって進入路を確保したということですが、淀江岸本線がつながっている所ですので出入りも難しく、収穫する時も、もみを移し替える時に場所がないのでスタンドに車を置かせてもらってやっていました。借地でやっておられた人から、もう作ることが出来ないと言われてしまい困られてこういう事を計画されたわけです。従って、コンバイン等進入路は他の人の土地を通して入らないといけない。用排水も、今日見ていただきましたように、用水路が低くて水田が高いというようなことで非常に用水を確保するのも難しいと。それで変則的な状態で、本当は取ったらいけない所から取られたりして色々トラブルも起きたりしていて、こういう計画を立てられたわけです。

周囲も問題ありませんし、下水も隣を通っていますし、きちんといい具合にされますので、一つよろしく審議いただきまして、許可お願いしたと思います。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号39について、地元委員さんからの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

それでは、異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号40の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

9番（木澤委員）

40番の議案について説明します。

申請者は、議案のとおりです。申請地は、彦名町の畑で面積は258㎡です。申請人は、現在アパートで生活していますが、このたび実家近くにある申請地に分家住宅の建築を計画したものです。

土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。

概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第一種農地に該当すると思われませんが、集落に接続する形で住宅を建築するため、転用については問題ないと思われしますのでよろしく申し上げます。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号40について、地元委員さんの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、10ページ、議案第29号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画(案)について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。11ページに利用集積計画総括表がございます。

今月は、転貸を除く利用権設定が14件、農地保有合理化事業により機構が借入を行う案件が7件、機構が転貸を行う案件が2件ございます。

審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である大縄委員の退席を求めます。

(大縄委員退席)

議長 (吉澤委員)

そういたしますと、13ページ、番号11-1について事務局説明をお願いいたします。

事務局 (大許事務局長補佐)

失礼します。

番号11-1は、再設定となっております。

議長 (吉澤委員)

ただ今、事務局からの説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

異議がないようですので、決定といたします。

番号11-1の審議を終了しましたので、大縄委員の着席を求めます。

(大縄委員着席)

議長 (吉澤委員)

それでは、13ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号11-2から番号11-14までを一括して審議いたします。
事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (大許事務局長補佐)

番号11-2から番号11-6までは、再設定でございます。

番号11-7は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、156aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号11-8から番号11-9までは、再設定でございます。

番号11-10は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、111aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号11-11は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、74aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号11-12は、再設定でございます。

番号11-13から番号11-14は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、85aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 (吉澤委員)

ただ今、事務局から番号11-2から番号11-14までの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

異議がないようですので、決定といたします。

続きまして、18ページ、農地保有合理化事業により担い手育成機構が転貸を行う案件を一括審議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

続きまして、18ページ、番号11-1から番号11-7は、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借り入れる農地です。

21ページ、番号11-1から番号11-2は転貸する案件でございます。設定後の経営面積は、番号11-1が122a、番号11-2が85aで新規就農です。

以上ご審議よろしくお願いたします。

議長（吉澤委員）

ただ今、担い手育成機構が借入れて転貸する案件について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、決定といたします。

審議事項は以上です。

それでは、続いて報告事項に移ります。

24ページ、(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号24から番号26までの3件を受理しております。

続きまして、25ページ、(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号51から番号55までの5件を受理しております。

続きまして、27ページ、(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号19から番号28までの10件を受理しています。

続きまして、29ページ、(4) 非農地現況証明について、番号15から番号21までの7件を証明しています。

続きまして、31ページ(5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、2件を鳥取地方法務局米子支局に回答しております。

続きまして、33ページ、(6) 農地転用現況確認書交付について、番号51から番号56までの6件を交付しています。

それでは、県農業会議 会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

(県農業会議 会議員の事務報告)

議長 (吉澤委員)

会長から報告がございましたが、これについて、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと、事務局のほうから連絡事項お願いします。

事務局 (大許事務局長補佐)

(事 務 連 絡)

議長 (吉澤委員)

それでは、これもちまして、第104回農地部会を終了します。ありがとうございました。

閉 会 午後 4時 00分